

# 交通遺児を支援しています

新潟県交通遺児基金のほかにも交通遺児の支援を行っている機関・団体があります。  
※印の制度は所得要件等がありますので、詳しくは実施機関にお問い合わせください。

## 奨学金制度

制度の名称	内 容	対 象	実施機関・問合せ先
※交通遺児育英会奨学金	○奨学金の貸与 入学一時金：20～60万円 月額奨学金：2～4万円（うち一律1万円は給付） （無利子・卒業後6ヶ月据え置き後、20年以内の割賦返済）	高等学校・高等専門学校（1、2、3年生）の在学者	（公財） 交通遺児育英会 TEL 0120-52-1286 または TEL 03-3556-0773
	○奨学金の貸与 入学一時金：40～80万円 月額奨学金：4～6万円（うち一律2万円は給付） （無利子・卒業後6ヶ月据え置き後、20年以内の割賦返済）	大学、短期大学、高等専門学校（4、5年生）、専修学校専門課程、各種学校の在学者	
※交通遺児修学資金給付・卒業祝金	○修学資金：1学年につき39万6千円 【申込みのあった学年から第三学年終了まで（最高3ヶ年分）】 ○卒業祝金：高等学校等卒業時に10万円 【修学資金を受けられた方】  （いずれも返済する必要はありません）	東・中・西日本高速道路（株）の管理する道路での交通事故により遺児となった高校生等のうち、経済的な理由から修学困難な方（所得が一定の基準以下が条件）	（一財） 道路厚生会 TEL 03-6674-1761 （交通遺児修学資金給付係） <a href="https://www.douro-kouseikai.org/">https://www.douro-kouseikai.org/</a>
※新潟県奨学金	○奨学金の貸与 月額：1万8千円～3万5千円 （無利子・卒業後8ヶ月据え置き後、15年以内の割賦返済） ※交通事故・災害等により、家計が急変した生徒を対象とした緊急貸与枠があります。	高等学校・高等専門学校の在学者	新潟県 TEL 025-280-5638 （教育庁 高等学校教育課）
高等学校奨学金	○奨学金の給付 月額奨学金：1万円 3年間で36万円を給付 （返済の必要はありません） ○募集期間：2026年6月15日～7月15日	高等学校に進学した生徒で経済的な事情で就学困難と認められる人	（公財） 新潟ろうきん福祉財団 TEL 025-288-5273 ※募集要項は2026年4月に当財団ホームページに掲載します。

## その他の貸付・給付制度

制度の名称	内 容	対 象	実施機関・問合せ先
※交通遺児等貸付	○一時金：15万5千円 ○貸付期間中：月額1万円または2万円 ○別途、手続きにより入学支度金：4万4千円 （小学校及び中学校への入学時） （無利子・中学校卒業後6ヶ月又は1年据え置いた後、原則20年以内の割賦返済。ただし、進学した場合返済猶予あり）	義務教育終了前の児童	独立行政法人 自動車事故対策機構 新潟主管支所 TEL 025-283-1141

## その他の貸付・給付制度（つづき）

制度の名称	内 容	対 象	実施機関・問合せ先
交通遺児育成基金事業 ・ ※交通遺児等支援給付事業	1.交通遺児育成基金事業 国内で発生した自動車事故によって支払われる損害賠償金等の中から拠出金（240～700万円）を払い込むことで、同基金が安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、お子様が満19歳になるまで育成給付金を支給します。 ○支給月額：年齢に応じて3万2千円～7万円 ○その他：6歳、12歳、15歳時の祝金給付等	加入時の年齢が、0歳～16歳未満のお子様	（公財） 交通遺児等育成基金 TEL 0120-16-3611 または TEL 03-5212-4511 <a href="https://www.kotsuiji.or.jp">https://www.kotsuiji.or.jp</a>
	2.交通遺児等支援給付事業 ○越年資金の支給 （お子様1人につき3万円） ○入学支度金の支給 （小学校及び中学校への入学時6万円） ○進学等支援金の支給 （義務教育終了後直ちに上級学校に進学又は就職する場合6万円） ○緊急時見舞金の支給 （家族の死亡や災害による家屋の損壊があった場合等5～10万円）	義務教育終了前のお子様	（公財） 交通遺児等育成基金 TEL 0120-16-3611 または TEL 03-3237-0158 <a href="https://www.kotsuiji.or.jp">https://www.kotsuiji.or.jp</a>
遺児見舞金制度	<b>交通災害共済に加入している方が対象となる制度です。</b> ○遺児見舞金の支給 会員である父母、あるいは未成年後見人として養育していた祖父母等が死亡した場合に支給 支給額：遺児一人につき30万円	会員と生計を一にしていた18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（主に高等学校を卒業するまで）の間にある子	新潟県 市町村総合事務組合 TEL 025-284-4158 （交通災害共済担当）

## 事故相談

制度の名称	内 容	実施機関・問合せ先
交通事故相談所	損害賠償額や示談の仕方など交通事故に関する様々な悩みや相談に、専門の相談員がお答えします。 相談は無料で、プライバシーも堅く守られます。 相談時間 月・火・木・金 9：00～12：00/13：00～16：00（祝日・年末年始は除く） ※月・火・木・金のいずれかが祝日の場合、水曜日も開所	新潟県 交通事故相談所 TEL 025-280-5750 （県庁13階）

## 被害者支援

制度の名称	内 容	実施機関・問合せ先
被害者支援	犯罪や交通事故の被害者等に対して、電話・面接相談や裁判所、検察庁への付添支援等の他、弁護士相談や心理相談も行い、悩みの解決を支援します。 相談は無料で、プライバシーも堅く守られます。 電話相談 月～金10：00～16：00（祝日・年末年始は除く） 交通事故被害者遺族の自助グループ支援も行っています。（2か月に1回）	（公社） にいがた被害者支援センター （相談専用電話） 新潟 TEL 025-281-7870 長岡 TEL 0258-32-7016 上越 TEL 025-522-3133 （事務局） TEL 025-281-2131